



島根県報

平成18年12月26日 (火)

第1,841号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則	(農畜産振興課)	2
宅地建物取引業法施行細則	(建築住宅課)	7

告示

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農業経営課)	14
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	14
解除予定保安林	(森林整備課)	14
保安林予定森林	(")	14
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水産課)	15
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	16
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	17
職場適応訓練委託規則第9条の規定に基づく職場適応訓練実施基準の一部改正	(労働政策課)	17
道路の供用開始	(道路維持課)	17
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	18
平成17年度島根県歳入歳出決算	(審査課)	20

公告

公立大学法人島根県立大学短期大学部の施設・設備総合管理業務の事業予定者選定のための提案競技の実施	(総務課)	36
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧(2件)	(環境生活総務課)	39

教委規則

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則	(高校教育課)	41
県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	(")	41

労委告示

あっせん員候補者の解囑		45
あっせん員候補者の委囑		45

公布された条例等のあらまし

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則(規則第103号)

1 規則の概要

- (1) 様式を整備することとした。(様式第5号 - 様式第10号関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

宅地建物取引業法施行細則(規則第104号)

1 規則の概要

- (1) 宅地建物取引業の免許申請書等の提出部数を定めることとした。(第3条関係)
- (2) 宅地建者取引業者名簿を閲覧しようとする者に対して、閲覧を停止し、又は拒否することができることとした。(第6条関係)
- (3) 宅地建物取引主任者資格登録簿の登録消除の申請について様式を定めることとした。(第11条関係)
- (4) 営業保証金の取戻し公告済届出書について様式を定めることとした。(第12条関係)
- (5) 債権の申出がないことの証明申請書について様式を定めることとした。(第13条関係)
- (6) 申出債権総額証明申請書について様式を定めることとした。(第13条関係)
- (7) 宅地建取引業従業者変更届について様式を定めることとした。(第14条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第103号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則(昭和63年島根県規則第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改める。

第6条中「第27条第1項」を「第27条」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第6号」に、「家畜体外受精卵成績書(様式第8号)」を「家畜体外受精卵生産及び処理成績書(様式第7号)」に、「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「昭和64年」を「平成18年」に、「様式第10号」を「様式第9号」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

様式第1号中「第24条第1項」を「第24条」に改める。

様式第5号から様式第8号までを次のように改める。

様式第5号(第7条関係)

年種付成績書

家畜の種類	前年種付		前々々々年種付										備考												
	実頭数	延頭数	受胎			成績			生産成績					生産率											
			種付実頭数	受胎頭数	1回目受胎頭数	2回目受胎頭数	3回目以上受胎頭数	流死産頭数	不受胎頭数	不明頭数	受胎率	子畜頭数			雄	雌	早産後死								
	頭	頭	A (B+C+D+E)	B (B ₁ +B ₂ +B ₃)	B ₁	B ₂	B ₃	C	D	E	$\frac{B}{A-E}$	F+G+H	F	G	H	$\frac{F+G+H}{A-E}$	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	%

- 注 1 家畜の種類は、乳用牛、肉用牛、馬及び豚に区分すること。
- 2 実頭数は、種付けした頭数とすること。
- 3 生産成績は、前々年の期間内の種付けによって生産した頭数とすること。
- 4 子畜頭数には、早産し、又は生後へい死した産子を含めること。
- 5 備考欄には、自然交配と人工授精とを区別し、さらに人工授精については、液状精液と凍結精液の区別をすること。
- 6 この成績書は、正副2部作成し、副は、種付台帳にはり付けること。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

年度家畜体内受精卵採取及び処理成績書

家畜の種類	受精卵採取のための子宮灌流 処置実施頭数	回収卵個数	新鮮移植個数	保存個数	廃棄個数	備考
	頭	個	個	個	個	

- 注 1 家畜の種類は、乳用牛、肉用牛、馬及び豚に区分すること。
- 2 新鮮移植個数、保存個数及び廃棄個数は、回収卵個数の内訳とすること。

様式第7号(第7条関係)

年度家畜体外受精卵生産及び処理成績書

家畜の種類	卵子採取頭数	採取卵子個数	体外受精使用個数	新鮮移植個数	保存個数	廃棄個数	備考
	頭	個	個	個	個	個	

- 注 1 家畜の種類は、乳用牛、肉用牛、馬及び豚に区分すること。
 2 新鮮移植個数、保存個数及び廃棄個数は、体外受精使用個数の内訳とすること。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

年度家畜受精卵移植成績書

1 家畜体内受精卵

家畜の種類	移植成績 (報告年度分)				分娩成績 (報告年度の前年度分)				登録頭数	備考
	移植延頭数	受胎延頭数	不受胎延頭数	妊否不明頭数	分娩延頭数	性別		流死産延頭数		
						雄	雌			
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

2 家畜体外受精卵

家畜の種類	移植成績 (報告年度分)				分娩成績 (報告年度の前年度分)				登録頭数	備考
	移植延頭数	受胎延頭数	不受胎延頭数	妊否不明頭数	分娩延頭数	性別		流死産延頭数		
						雄	雌			
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

- 注
- 1 家畜の種類は、供卵家畜とし、乳用牛、肉用牛、馬及び豚に区分すること。
 - 2 妊否不明頭数については、前年において売却等により妊否が不明なもの及び当該年度の 3 月 31 日までの移植分のうち妊否判定ができないものとする。
 - 3 受胎延頭数、不受胎延頭数及び妊否不明頭数は、移植延頭数の内訳とすること。
 - 4 早産は、分娩延頭数に含むものとする。
 - 5 性別の雄・雌については、分娩延頭数の内訳とすること。
 - 6 登録頭数については、それぞれの家畜において血統登録をしたものについて、その頭数を記入すること。

様式第 9 号を削る。

様式第10号中「(第 9 条関係)」を「(第 8 条関係)」に、「第 9 条の」を「第 8 条の」に改め、同様式を様式第 9 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第104号

宅地建物取引業法施行細則

宅地建物取引業法施行細則(昭和40年島根県規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)の施行に関しては、宅地建物取引業法施行令(昭和39年政令第383号)、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。)及び宅地建物取引業者営業保証金規則(昭和32年法務省建設省令第 1 号。以下「営業保証金規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書類の経由)

第 2 条 法、省令、営業保証金規則又はこの規則の規定により知事に提出すべき書類は、主たる事務所の所在地を管轄する支庁長又は県土整備事務所長を経由して提出しなければならない。

(提出すべき書類の部数)

第 3 条 法第 4 条第 1 項、省令第 5 条の 3 及び省令第 5 条の 5 の規定により提出すべき関係書類の部数は、正本 1 通及び副本 2 通とする。

(免許申請書の添付書類)

第 4 条 法第 4 条第 1 項の規定による免許申請書には、同条第 2 項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第15条第 1 項に規定する事務所ごとに設置する専任の取引主任者(以下「専任取引主任者」という。)の宅地建物取引主任者証の写し
- (2) 専任取引主任者とその勤務する事務所において常勤する旨を誓約する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(変更届出書の添付書類)

第 5 条 法第 9 条の規定による変更の届出をする者は、その変更が次の各号に掲げる変更の場合に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 専任取引主任者の増員又は交代に係る変更 前条各号に規定する書類
- (2) 前号以外の変更 前条第 3 号に規定する書類

(名簿等の閲覧)

第 6 条 省令第 5 条の 2 第 1 項に規定する閲覧所の場所は、土木部建築住宅課とする。

2 法第10条の規定により宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写し(以下「名簿等」という。)を閲覧しようとする者は、知事が別に定める閲覧申込簿に所定の事項を記入しなければならない。

3 閲覧時間は、午前 8 時30分から午後 5 時までとする。

4 閲覧所の定休日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第 9 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日とす

る。

(閲覧の停止又は拒否)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) 職員の指示に従わない者
- (2) 名簿等をき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(廃業等の届出の添付書類)

第8条 法第11条の規定による届出には、当該届出に係る事由を証する書類を添付しなければならない。

(宅地建物取引主任者資格登録簿変更申請の添付書類)

第9条 法第20条の規定により変更の登録を申請しようとする者は、その変更が次の各号に掲げる変更該当する場合は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名又は本籍の変更 戸籍抄本
- (2) 住所の変更 住民票抄本

(死亡等の届出の添付書類)

第10条 法第21条の規定による届出をする者が提出すべき書類は、省令第14条の7の2に規定する死亡等届出書のほか、当該届出に係る事由を証する書類とする。

(宅地建物取引主任者資格登録簿削除申請の様式)

第11条 法第22条第1号の規定による宅地建物取引主任者資格登録簿削除の申請は、様式第1号により行うものとする。

(営業保証金の取戻しに係る公告済みの届出の様式)

第12条 営業保証金規則第8条第3項の規定による届出は、様式第2号により行うものとする。

- 2 前項の届出には、営業保証金規則第8条第1項に規定する公告を掲載した官報の写しを添付しなければならない。

(債権の申出がないことを証明する申請書の様式)

第13条 営業保証金規則第9条第1項の規定による申請は様式第3号により、同条第2項の規定による申請は様式第4号により行うものとする。

(従業者の変更届)

第14条 宅地建物取引業者は、省令第1条の2第1項第8号に規定する名簿に記載された従業者に変更があったときは、その変更を生じた日の翌日から起算して14日以内に様式第5号により知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出には、省令第17条の2第2項に規定する従業者名簿の写しを添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第11条関係)

宅地建物取引主任者資格登録消除申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名

印

宅地建物取引業法第22条の規定により、下記のとおり宅地建物取引主任者資格登録の消除を申請します。

記

氏 名	
住 所	〒 (-)
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	島根県知事 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
理 由	

様式第2号(第12条関係)

営業保証金取戻し公告済届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所
氏 名

印

宅地建物取引業者営業保証金規則第8条(第1項・第2項)の規定により営業保証金取戻しの公告をしましたので、同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

宅地建物取引業者 (1)	商号又は名称					
	代表者氏名					
	登録番号	島根県知事()第 号				
	主たる事務所の所在地					
	届出者との関係	本人	相続人	清算人	破産管財人	債権者 その他()
官報公告	年 月 日 第 号					
廃業(廃止)年月日(2)	年 月 日					
廃止した従たる事務所	所在地					
	名称					

- (注) 1 1には、宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項の規定に基づき公告を行ったときは、届出者との関係を除き、廃業日の状況を記入すること。
- 2 2には、宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項の規定に基づき公告を行ったときは廃業年月日を、同条第2項の規定に基づき公告を行ったときは従たる事務所の廃止年月日をそれぞれ記入すること。

様式第 3 号 (第13条関係)

債権の申出がないことの証明申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名

印

宅地建物取引業者営業保証金規則第 9 条第 1 項の規定により、下記の者に係る同規則第 8 条 (第 1 項・第 2 項) 第 3 号の申出がなかったことを証明願います。

記

宅地建物取引業者 (1)	商号又は名称	
	代表者氏名	
	登録番号	島根県知事 () 第 号
	主たる事務所の所在地	
	届出者との関係	本人 相続人 清算人 破産管財人 債権者 その他 ()
廃止した従たる事務所 (2)	所在地	
	名称	

- (注) 1 1 には、宅地建物取引業者営業保証金規則第 8 条第 1 項の規定に基づき公告を行ったときは、届出者との関係を除き、廃業日の状況を記入すること。
- 2 2 には、宅地建物取引業者営業保証金規則第 8 条第 2 項第 3 号の申出がなかったことの証明申請のときのみ記入すること。

様式第4号(第13条関係)

申出債権総額証明申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名

印

宅地建物取引業者営業保証金規則第9条第2項の規定により、下記の者に係る同規則第8条(第1項・第2項)第3号の申出に係る債権の総額について証明願います。

記

宅地建物取引業者 (1)	商号又は名称		
	代表者氏名		
	登録番号	島根県知事()第 号	
	主たる事務所の所在地		
届出者との関係	本人	相続人	清算人 破産管財人 債権者 その他()
廃止した従たる事務所(2)	所在地		
	名称		
申出のあった債権総額	円		

- (注) 1 1には、宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項の規定に基づき公告を行ったときは、届出者との関係を除き、廃業日の状況を記入すること。
- 2 2には、宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項第3号の申出に係る証明申請のときのみ記入すること。

告 示

島根県告示第1134号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成18年12月20日から適用する。

平成18年12月20日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「年0.4パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

島根県告示第1135号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.9パーセント」を「年1.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年12月26日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成18年12月20日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1136号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市吉田町吉田字菅谷4308 - 6（国有林）、4311 - 5（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1137号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町布部2574、2577 - 16、2577 - 17、2577 - 19、2577 - 27
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1138号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 2 中

年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

を

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.55%	年0.55%

に改

める。

附 則

- この告示は、平成18年12月26日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成18年12月20日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金(以下「島根県漁業近代化資金等」という。)について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第1139号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)の一部を次のように改正する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中

年1.9%以内
年2.05%以内
年1.9%以内

を

年1.8%以内
年1.95%以内
年1.8%以内

に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年12月26日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年12月20日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1140号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条 第 2 号 中 「 1.9 パーセント 」 を 「 1.8 パーセント 」 に 改 め る 。

附 則

- 1 この告示は、平成18年12月26日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年12月20日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1141号

職場適応訓練委託規則第 9 条の規定に基づく職場適応訓練実施基準（昭和42年島根県告示第59号）の一部を次のように改める。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条 第 1 号 中 「 資 本 」 を 「 資 本 金 」 に 、 「 1 億 円 」 を 「 3 億 円 」 に 、 「 雇 用 す る 」 を 「 使 用 す る 」 に 改 め 、 「 小 売 業 、 飲 食 店 又 は サ ー ビ ス 業 」 を 「 小 売 店 又 は 飲 食 店 」 に 、 「 1,000 万 円 」 を 「 5,000 万 円 」 に 改 め 、 「 50 人 以 下 」 の 次 に 「 、 サ ー ビ ス 業 を 主 と する 事 業 と する 事 業 主 に つ い て は 資 本 金 の 額 又 は 出 資 の 総 額 が 5,000 万 円 以 下 又 は 常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数 が 100 人 以 下 」 を 加 え 、 「 3,000 万 円 」 を 「 1 億 円 」 に 改 め る 。

附 則

この告示は、平成18年12月26日から施行する。

島根県告示第1142号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町遠所876番 1 地先から同97番 1 地先まで	メートル 461.00	平成18年 12月27日	雲南県土整備事務所	

島根県告示第1143号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

赤雁町下組A、赤雁町下組B、赤雁町中郷A、赤雁町中郷B、赤雁町中郷C、赤雁町宮組A、赤雁町宮組B、赤雁町宮組C、朝倉上A、朝倉上郷、朝倉上郷口、朝倉郷A、朝倉郷B、朝倉郷C、朝倉中郷A、朝倉中郷B、有田A、有田B、有田C、有田D、有田E、有田F、有田G、有田H、有田I、有田清水A、有田清水B、有田清水C、有田清水D、有田町本郷B、有田町本郷C、飯浦A、飯浦B、飯浦C、飯浦駅、飯浦港、飯浦港西、飯浦港南、飯浦本町、板井川郷組、植松西、後溢D、宇津川本郷、生角、馬の谷A、馬の谷B、馬の谷C、大神楽A、大神楽B、大神楽C、大神楽D、大神楽E、大神楽F、大草上A、大草上B、大草上C、大下A、大下B、大田又A、大田又B、大田又C、大田又D、大中A、大中B、大中C、大中D、大中E、大中F、乙子町上組A、乙子町上組B、乙子町下組A、乙子町下組B、乙子町下組C、乙子町下組D、乙子町下組E、乙子町下組F、乙子町下組G、乙子町宮組A、乙子町宮組B、乙子町宮組C、小野溢A、小野溢B、小野溢C、小野溢D、小野溢E、嵩A、嵩B、笠A、笠B、笠C、笠D、金谷A、金谷B、金谷C、金谷D、金谷E、金谷F、金谷G、金谷H、上組A、上組B、上組C、上城九郎、上西A、上西B、上西C、上西D、上東A、上東B、川西C、川東、観月A、観月B、観月C、観月D、喜阿弥A、喜阿弥B、喜阿弥C、喜阿弥D、喜阿弥港西、喜阿弥町郷A、喜阿弥町郷B、喜阿弥町郷C、喜阿弥町郷D、喜阿弥町郷E、北仙道公民館、久原郷A、久原郷B、久原郷C、久原郷D、久原郷E、久原郷F、久原中郷、久保坂、熊子A、熊子B、熊子C、熊子D、熊子E、郷、光雲坊B、光雲坊C、光雲坊D、郷組A、郷組B、郷組C、郷組D、郷組E、郷下、河内A、河内B、河内C、河内D、河内E、河内F、河内G、河内H、河内I、河内J、河内K、河内L、郷西A、小田又B、小田又C、小浜A、小浜B、小浜C、小浜D、小浜漁港A、小浜漁港B、小原A、小原B、小原郷A、小原郷B、酒屋原、笹倉郷A、笹倉郷B、笹倉団地、笹見谷A、笹見谷B、清水A、清水B、下組、下城九郎A、下城九郎B、下都茂A、下都茂B、下都茂C、下都茂D、下都茂E、下山、蛇ノ久保A、蛇ノ久保B、蛇ノ久保C、蛇ノ久保D、蛇ノ久保E、城九郎上A、城九郎上B、城九郎上C、城九郎上D、城九郎上E、城九郎上F、城九郎上G、城九郎上H、城九郎下、城平A、城平B、炭釜、仙道、仙道上A、仙道上B、仙道郷A、仙道郷B、竹ノ原、棚ヶ峠、田原A、田原B、茶ノ木A、茶ノ木B、茶屋ヶ曾根A、茶屋ヶ曾根B、通寺、辻山A、辻山B、堤郷A、堤郷B、葛龍、葛龍下、葛龍東、都茂上A・丸茂郷K、都茂上B、都茂上C、都茂上D、都茂上E、都茂上F、都茂上G、都茂上H、都茂上I・小田又A、都茂郷A、都茂郷B、堂ヶ原A、堂ヶ原B、堂ヶ原C、堂ヶ原D、戸田A、戸田B、戸田C、戸田D、戸田E、戸田小浜A、戸田小浜B、戸田小浜C、中組A、長谷A、長谷B、長谷C、長谷D、長谷E、長谷F、長橋A、長橋B、夏山、夏山口、滑A、滑B、滑C、滑D、滑E、滑F、滑G、滑H、滑I、滑J、滑K、滑L、滑M、西郷、西迫A、西迫B、西迫C、西迫D、西谷A、西谷B、西谷C、西谷D、萩原A、萩原B、萩原C、萩原D、東上A、東上B、東下A、東下B、檜谷、日原A、日原B、日原C、日原D、日原E、日原F、日原G、二ツ倉、札幌、二見A、二見B、二見C、堀河A、堀河B、堀河C、堀河D、堀越二反田A、堀越二反田B、堀越二反田C、堀越二反田D、堀越二反田E、丸茂郷C、丸茂郷E、丸茂郷F、丸茂郷G、丸茂郷H、丸茂郷I、丸茂郷J、丸茂下、右田原A、右田原B、三谷、三谷上A、三谷上B、三谷下A、三谷下B、三谷下C、三谷中A、三谷中B、三谷中C、みと自然の森、美都町後溢A、美都町後溢B、美都町後溢C、美都町川西A、美都町川西B、美都町中倉A、美都町中倉B、美都町中倉C、美都町中倉D、美都町中倉E、美都町中倉F、

美都町本郷 A、美都町本郷 B、美都町山本、美濃地町本郷 A、美濃地町本郷 B、美濃地町本郷 C、美濃地町本郷 D、美濃地町本郷 E、美濃地町本郷 F、美濃地町本郷 G、美濃地町本郷 H、美濃地町本郷 I、美濃地町本郷 J、美濃地町本郷 K、美濃地町本郷 L、美濃地町本郷 M、美濃地町本郷 N、宮 A、宮 B、宮 C、宮ヶ谷 A、宮坂 A、宮坂 B、宮田、宮ノ原 A、宮ノ原 B、宮ノ原 C、宮ノ原 D、宮ノ原 E、宮ノ原 F、宮ノ原 G、宮ノ原 H、明正寺谷 A、明正寺谷 B、本郷 H、本郷 I、本郷 J、弥ヶ迫、八坂 A、八坂 B、屋敷平、山郡 A、山郡 B、養老谷 A、養老谷 B、養老谷 C、横見 A、横見 B、横見 C、若杉 A、若杉 B、若杉 C、若杉 D、

(2) 土石流

赤雁町中郷、赤雁町中郷 A、朝倉上郷 A ノ谷、朝倉上郷 B ノ谷、朝倉上郷 C ノ谷、朝倉上郷 D ノ谷、朝倉郷、朝倉下、朝倉下 ノ谷、朝倉中郷 A ノ谷、朝倉中郷 B ノ谷、朝倉中郷 C ノ谷、朝倉中郷 D ノ谷、有田 A、有田 B、有田 C、有田 D、有田 E、有田 F、有田 G、有田 H、有田 I、有田 J、有田 K、有田 L、有田 M、有田 Q、有田 R、有田清水 A、有田清水 B、有田清水 C、庵床 A、庵床 B、飯浦 A、飯浦 B、飯浦駅 A、飯浦駅 B、飯浦駅 C、飯浦駅 D、飯浦駅 E、飯浦駅 F、後溢 A ノ谷、後溢 B ノ谷、後溢 C ノ谷、後溢 D ノ谷、内ノ上川、生角川 A、生角川 B、馬ノ谷 A、馬ノ谷 B、大草上組 A、大草上組 B、大草郷 A、大草郷 B、大草東上 A、大草東上 B、大田又 A ノ谷、大田又 B ノ谷、大中谷、大藪、奥溢、奥田、小野 G、小野溢 A、小野溢 B、小野溢 C、小野溢 D、柿ノ木原 A、柿ノ木原 B、金谷 A ノ谷、金谷 B ノ谷、金谷 C ノ谷、金谷 D ノ谷、金谷 E ノ谷、金谷 F ノ谷、金谷 G ノ谷、金谷 H ノ谷、金谷 I ノ谷、金谷 J ノ谷、上組、上組 A、上組 B、上城九郎、川西 A ノ谷、観月 A ノ谷、観月 B ノ谷、観月 C ノ谷、観月 D ノ谷、観月 E ノ谷、葛根藪 A ノ谷、葛根藪川 A、葛根藪川 B、喜阿弥 A、喜阿弥 B、喜阿弥 C、木部町長谷 A、久原郷 A ノ谷、久原郷 B ノ谷、久原郷 C ノ谷、久原郷 D ノ谷、久原郷 E ノ谷、久原郷 F ノ谷、久原郷谷、久原郷向平、久原中郷谷、久保坂 A ノ谷、久保坂 B ノ谷、熊子 A ノ谷、熊子 B ノ谷、熊子 C ノ谷、熊子川、光雲坊 A ノ谷、光雲坊 B ノ谷、光雲坊 C ノ谷、光雲坊 D ノ谷、光雲坊 E ノ谷、郷川 A、郷川 B、郷川 C、郷川 D、郷組 A ノ谷、郷組 B ノ谷、郷組 C ノ谷、郷組 D ノ谷、郷組 E ノ谷、郷組 F ノ谷、郷組谷、河内 A、河内 B、河内 C、河内 D、河内 E、河内 F、河内 G、河内 H、河内 I、河内 J、河内 K、河内 L、河内 M、河内 N、河内 O、河内 P、郷西、郷の森川、公民館 A、公民館 B、ゴゼガタオ、小田又 A ノ谷、小田又 B ノ谷、小田又 C ノ谷、小田又 D ノ谷、小田又 E ノ谷、小田又 F ノ谷、小田又 G ノ谷、小浜、小原郷 A ノ谷、小原郷 B ノ谷、小原郷 C ノ谷、才ノ峠 A、才ノ峠 B、坂本、笹倉川、笹倉郷 A ノ谷、笹倉郷 B ノ谷、笹倉郷 C ノ谷、笹倉郷 D ノ谷、笹倉郷 E ノ谷、笹倉郷 F ノ谷、笹倉郷 G ノ谷、笹見谷 A、笹見谷 B、笹見谷 C、笹見谷 D、笹見谷 E、笹見谷 F、芝溢川、下組 A、下組 B、下組 C、下組 D、下城九郎 A、下城九郎 B、下城九郎 C、下都茂 A ノ谷、下都茂 B ノ谷、下都茂 C ノ谷、蛇ノ久保 A ノ谷、蛇ノ久保 B ノ谷、蛇ノ久保 C ノ谷、城九郎上 A、城九郎上 B、城九郎上 C、城九郎上 D、城九郎上 E、城九郎下 A、城九郎下 B、城平 A、城平 B、正万寺 A ノ谷、正万寺下 A、正万寺下 B、白谷川、新中倉川 A、新部、炭釜溢、仙道下 A ノ谷、仙道下 B ノ谷、仙道下 C ノ谷、仙道下 D ノ谷、仙道下 E ノ谷、仙道谷 A、仙道谷 B、大智寺溢、田殿川 A、田殿川 B、田殿川 A ノ谷、田殿川 B ノ谷、田殿川 C ノ谷、田原谷、田原川 A、田原川 B、田屋川、茶ノ木 A ノ谷、茶ノ木 B ノ谷、通寺川、辻山 A、辻山 B、辻山 C、辻山 D、堤郷、葛籠 A ノ谷、葛籠 B ノ谷、葛籠 C ノ谷、都茂上 B ノ谷、都茂上 C ノ谷、都茂上 D ノ谷、都茂上 E ノ谷、都茂上 F ノ谷、都茂上 G ノ谷、都茂上 H ノ谷、都茂上 I ノ谷、都茂上 J ノ谷、寺溢、天神川、堂ヶ原谷 A、堂ヶ原谷 B、戸田 A、戸田 B、中尾橋、中倉 A ノ谷、中倉 C ノ谷、中倉川、長谷 C、長谷 D、長谷 E、長谷 F、中ノ谷 A ノ谷、中ノ谷 B ノ谷、中ノ谷 C ノ谷、中ノ谷 D ノ谷、長橋 A ノ谷、長橋 B ノ谷、滑 A、滑 B、滑 C、滑 D、滑 E、滑 F、滑 G、西浦港、西浦港西、西浦港南 A、西浦港南 B、西ヶ溢 A ノ谷、西迫、西谷 A、西谷 B、西谷 C、西谷 D、西田屋溢、萩原、浜井場、東下 A、東下 B、日原 A、日原 B、日原 C、日原 D、日原 E、日原下 A、日原下 B、日原下 C、日原下 D、平田屋、二ツ倉 A ノ谷、二ツ倉 B ノ谷、二見 A、二見 B、二見 C、二見 D、法戸庵、堀河 C ノ谷、堀河 D ノ谷、堀河 E ノ谷、堀越二反田、本溢川 A ノ谷、本郷 A ノ谷、本郷 B ノ谷、本郷 C ノ谷、丸茂川、丸茂郷 A ノ谷、丸茂郷 B ノ谷、丸茂郷 C ノ谷、丸茂郷 D ノ谷、丸茂郷 E ノ谷、丸茂郷下 ノ谷、丸茂西郷 A ノ谷、丸茂西郷 B ノ谷、宮ノ原 A ノ谷、三谷上 A ノ谷、三谷上 B ノ谷、三谷上 C ノ谷、三谷上 E ノ谷、三谷上 F ノ谷、三谷上 G ノ谷、三谷上 H ノ谷、三谷上 I ノ谷、三谷上 J ノ谷、三谷下 A ノ谷、三谷下 B ノ谷、三谷下 C ノ谷、三谷下 D ノ谷、三谷下 E ノ谷、三谷中 A ノ谷、三谷中 B ノ谷、美濃地町本郷 A、美濃地町本郷 B、美濃地町本郷 C、

美濃地町本郷D、美濃地町本郷E、美濃地町本郷F、美濃地町本郷G、美濃地町本郷H、美濃地町本郷I、美濃地町本郷J、美濃地町本郷K、美濃地町本郷L、宮A、宮B、宮C、宮組、明正寺谷ノ谷、本郷E、本郷F、本郷G、本郷H、元田屋川、弥ヶ迫、八坂、山折町長谷B、養老谷A、養老谷B、横見、若杉Aノ谷、若杉Bノ谷、若杉Cノ谷

3 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。)

島根県告示第1143号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、平成18年12月15日に島根県議会で認定された平成17年度島根県歳入歳出決算及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

平成17年度島根県歳入歳出決算

一般会計

(単位:円)

歳 入			歳 出		
款	項	収 入 済 額	款	項	支 出 済 額
1 県 税		60,003,565,994	1 議 会 費		958,758,852
	1 県 民 税	14,276,388,859		1 議 会 費	958,758,852
	2 事 業 税	17,161,735,058	2 総 務 費		25,810,752,781
	3 地 方 消 費 税	6,807,110,252		1 総 務 管 理 費	11,574,991,792
	4 不 動 産 取 得 税	1,276,222,191		2 企 画 費	3,909,170,497
	5 県 た ば こ 税	1,285,710,432		3 徴 税 費	2,559,863,462
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	196,134,900		4 市 町 村 振 興 費	4,995,145,874
	7 自 動 車 税	9,394,145,632		5 選 挙 費	749,259,484
	8 鉱 区 税	2,661,900		6 防 災 費	1,003,437,027
	11 自 動 車 取 得 税	2,233,573,900		7 統 計 調 査 費	724,812,638
	12 軽 油 引 取 税	6,795,258,303		8 人 事 委 員 会 費	115,866,106
	13 狩 猟 税	47,267,000		9 監 査 委 員 費	178,205,901
	14 核 燃 料 税	431,928,960	3 民 生 費		32,807,929,943
	15 産 業 廃 棄 物 減 量 税	95,201,016		1 社 会 福 祉 費	22,802,938,077
	16 旧 法 に よ る 税	227,591		2 児 童 福 祉 費	8,343,677,595
	2 地 方 消 費 税 清 算 金		14,082,481,380		3 生 活 保 護 費

	1 地方消費税 清算金	14,082,481,380		4 災害救助費	6,481,167
3 地方譲与税		7,188,518,000	4 衛生費		21,398,792,726
	1 所得譲与税	4,016,964,000		1 公衆衛生費	11,141,719,777
	2 地方道路 譲与税	2,866,674,000		2 環境衛生費	357,714,125
	3 石油ガス 譲与税	222,104,000		3 保健所費	1,914,799,371
	4 航空機燃料 譲与税	82,776,000		4 医薬費	1,946,878,522
4 地方特例 交付金		5,405,388,000		5 環境費	1,762,453,043
	1 地方特例 交付金	5,405,388,000		6 病院費	4,275,227,888
5 地方交付税		184,584,109,000	5 労働費		1,858,972,724
	1 地方交付税	184,584,109,000		1 労政費	793,787,106
6 交通安全対策 特別交付金		302,040,000		2 職業訓練費	946,771,690
	1 交通安全対策 特別交付金	302,040,000		4 労働委員会費	118,413,928
7 分担金及び 負担金		5,337,966,448	6 農林水産業費		55,985,650,877
	1 分担金	474,134,137		1 農業費	8,825,569,398
	2 負担金	4,863,832,311		2 畜産業費	1,861,354,816
8 使用料及び 手数料		5,285,157,603		3 農地費	24,552,638,493
	1 使用料	3,819,050,728		4 林業費	12,146,906,981
	2 手数料	1,466,106,875		5 水産業費	8,599,181,189
9 国庫支出金		100,838,802,747	7 商工費		50,062,290,128
	1 国庫負担金	25,506,167,983		1 商業費	45,991,728,650
	2 国庫補助金	72,678,118,035		2 工鉱業振興費	3,560,771,844
	3 委託金	2,654,516,729		3 観光費	509,789,634
10 財産収入		2,506,661,980	8 土木費		109,495,193,425
	1 財産運用収入	1,012,068,719		1 土木管理費	11,093,524,162
	2 財産売払収入	1,494,593,261		2 道路橋梁費	57,792,469,359
11 寄附金		2,649,260		3 河川海岸費	21,979,268,194
	1 寄附金	2,649,260		4 港湾費	8,599,361,394
12 繰入金		18,781,673,536		5 都市計画費	8,996,420,758

	1 特別会計 繰入金	2,368,360,779		6 住宅費	1,034,149,558
	2 基金繰入金	16,413,312,757	9 警察費		21,271,713,154
13 繰越金		6,215,451,723		1 警察管理費	19,830,000,796
	1 繰越金	6,215,451,723		2 警察活動費	1,441,712,358
14 諸収入		61,519,421,072	10 教育費		104,189,325,441
	1 延滞金・加算 金及び過料	106,557,157		1 教育総務費	10,092,159,350
	2 県預金利子	26,896,157		2 小学校費	31,281,860,258
	3 公営企業貸付 金元利収入	700,414		3 中学校費	16,544,670,729
	4 貸付金 元利収入	53,480,983,999		4 高等学校費	23,056,066,036
	5 受託事業収入	880,063,009		5 特殊学校費	7,135,111,974
	6 収益事業収入	2,057,728,880		6 大学費	2,566,774,461
	7 利子割精算金 収 入	2,177,702		7 社会教育費	8,538,062,884
	8 雑 入	4,964,313,754		8 保健体育費	786,207,383
15 県 債		89,340,000,000		9 教育文化費	4,188,412,366
	1 県 債	89,340,000,000	11 災害復旧費		3,621,424,068
				1 農林水産施設 災害復旧費	1,276,246,461
				2 公共土木施設 災害復旧費	2,345,177,607
			12 公債費		102,949,759,979
				1 公債費	102,949,759,979
			13 諸支出金		24,764,569,801
				1 普通財産 取得費	7,460,419,329
				2 ゴルフ場 利用税交付金	135,274,000
				3 自動車取得税 交付金	1,494,812,000
				4 公営企業 貸付金	44,293,223
				5 公営企業 補助金	267,328,480
				7 公営企業 出資金	534,000,000
				8 利子割交付金	405,923,000
				9 利子割精算金	437,389

			11 地方消費税 交 付 金	7,060,609,000
			12 地方消費税 清 算 金	6,811,393,380
			13 配当割交付金	107,646,000
			14 株式等譲渡 所得割交付金	442,434,000
		14 予 備 費		0
			1 予 備 費	0
歳 入 合 計	561,393,886,743	歳 出 合 計	555,175,133,899	
歳 入 歳 出 差 引 残 額 6,218,752,844 円				

特別会計

島 根 県 用 品 調 達 等 特 別 会 計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 用品調達費 収 入		365,175,252	1 用品調達費		365,175,252
	1 用品調達費 収 入	235,962,068		1 用品調達費	235,959,703
	2 自動車管理費 収 入	69,599,108		2 自動車管理費	129,215,549
	3 繰 入 金	41,226,226	2 電話料金 管 理 費		63,652,040
	4 繰 越 金	18,040,046		1 電話料金 管 理 費	63,652,040
	5 諸 収 入	347,804			
2 電話料金 管理費収入		63,652,040			
	1 電話料金 管理費収入	63,652,040			
歳 入 合 計		428,827,292	歳 出 合 計		428,827,292
歳 入 歳 出 差 引 残 額 0 円					

島 根 県 証 紙 特 別 会 計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 証紙収入		4,204,335,761	1 一般会計 繰 出 金		4,101,412,592
	1 証紙収入	4,105,938,700		1 一般会計 繰 出 金	4,101,412,592

	2 繰越金	98,397,061	2 返還金		2,108,979
				1 返還金	2,108,979
歳入合計		4,204,335,761	歳出合計		4,103,521,571
歳入歳出差引残額 100,814,190 円					

島根県市町村振興資金特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 市町村振興資金収入		6,782,969,231	1 市町村振興資金		3,018,359,000
	1 諸収入	5,323,252,751		2 市町村振興資金貸付金	1,715,700,000
	3 繰越金	1,459,716,480		4 一般会計操出金	1,302,659,000
歳入合計		6,782,969,231	歳出合計		3,018,359,000
歳入歳出差引残額 3,764,610,231 円					

島根県農林漁業改善資金特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 農業改良資金収入		143,287,595	1 農業改良資金		47,612,217
	1 国庫支出金	254,000		1 農業改良資金	47,612,217
	2 繰入金	16,880,217	2 林業改善資金		24,462,877
	3 繰越金	60,485,821		1 林業改善資金	24,462,877
	4 諸収入	35,867,557	3 林業就業促進資金		25,059,000
	5 県債	29,800,000		1 林業就業促進資金	25,059,000
2 林業改善資金収入		89,755,653	4 沿岸漁業改善資金		21,080,050
	2 繰入金	192,877		1 沿岸漁業改善資金	21,080,050
	3 繰越金	67,331,179			
	4 諸収入	22,231,597			
3 林業就業促進資金収入		41,804,996			
	1 国庫支出金	11,000,000			

	2 繰入金	9,341,000		
	3 繰越金	6,269,863		
	4 諸収入	15,194,133		
4 沿岸漁業改善 資金収入		327,367,341		
	2 繰入金	1,737,050		
	3 繰越金	262,753,778		
	4 諸収入	62,876,513		
歳入合計		602,215,585	歳出合計	118,214,144
歳入歳出差引残額 484,001,441円				

島根県身体障害者更生援護特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 身体障害者 更生援護収入		295,520,983	1 身体障害者 更生援護費		295,520,983
	2 財産収入	34,675,108		1 身体障害者 更生援護費	295,520,983
	3 繰入金	118,771,634			
	4 繰越金	504,313			
	5 諸収入	141,569,928			
歳入合計		295,520,983	歳出合計		295,520,983
歳入歳出差引残額 0円					

島根県母子寡婦福祉資金特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 母子寡婦福祉 資金収入		455,775,678	1 母子寡婦 福祉資金		159,775,968
	1 繰入金	8,434,327		1 母子寡婦 福祉資金	159,775,968
	2 繰越金	252,358,381			
	3 諸収入	194,982,970			
歳入合計		455,775,678	歳出合計		159,775,968

歳入歳出差引残額 295,999,710円

島根県中小企業近代化資金特別会計

歳入			歳出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 中小企業近代化資金収入		5,551,497,926	1 中小企業近代化資金		3,756,152,726
	1 国庫支出金	5,069,000		1 総務費	72,813,674
	2 繰入金	75,451,000		2 中小企業近代化資金貸付金	780,826,000
	3 繰越金	1,684,320,976		3 公債費	1,845,118,273
	4 諸収入	3,786,656,950	4 一般会計繰出金	1,057,394,779	
歳入合計		5,551,497,926	歳出合計		3,756,152,726
歳入歳出差引残額 1,795,345,200円					

島根県立中海水中貯木場特別会計

歳入			歳出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 中海水中貯木場収入		22,346,225	1 中海水中貯木場費		21,983,221
	1 使用料及び手数料	17,225,775		1 中海水中貯木場費	21,983,221
	3 繰越金	5,120,450			
歳入合計		22,346,225	歳出合計		21,983,221
歳入歳出差引残額 363,004円					

島根県臨港地域整備特別会計

歳入			歳出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 港湾整備事業収入		702,563,720	1 港湾整備事業費		702,563,720
	1 使用料及び手数料	178,520,618		1 管理費	83,465,720
	3 繰入金	122,957,434		2 港湾建設費	131,925,000
	4 諸収入	3,681,546		3 公債費	487,173,000
	5 県債	136,000,000	2 漁港整備事業費	17,429,200	

	6 財産収入	25,583,070		1 漁港建設費	16,880,000
	8 借入金	235,821,052		2 公債費	549,200
2 漁港整備事業収入		17,429,200			
	6 借入金	17,429,200			
歳入合計		719,992,920	歳出合計		719,992,920
歳入歳出差引残額			0円		

島根県流域下水道特別会計

歳入			歳出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 宍道湖流域下水道事業収入		4,892,591,963	1 宍道湖流域下水道事業費		3,561,967,875
	1 分担金及び負担金	1,749,496,280		1 流域下水道管理費	1,432,330,193
	2 国庫支出金	484,100,000		2 流域下水道建設費	852,212,345
	3 繰入金	675,615,328		3 公債費	1,131,622,568
	5 繰越金	1,381,534,872		6 借入金償還金	145,802,769
	6 諸収入	53,741,503			
	7 県債	548,000,000			
	8 使用料及び手数料	103,980			
歳入合計		4,892,591,963	歳出合計		3,561,967,875
歳入歳出差引残額			1,330,624,088円		

島根県営住宅特別会計

歳入			歳出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 県営住宅事業収入		2,911,664,287	1 県営住宅事業費		2,865,890,058
	2 使用料及び手数料	1,226,110,822		1 住宅管理費	1,201,408,332
	3 国庫支出金	1,020,571,000		2 住宅建設費	800,756,800
	4 財産収入	4,232,677		3 公債費	863,724,926
	5 繰入金	224,860,769			

	6 繰越金	89,485,019		
	7 諸収入	2,404,000		
	8 県債	344,000,000		
歳入合計		2,911,664,287	歳出合計	2,865,890,058
歳入歳出差引残額 45,774,229円				

島根県公債管理特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 繰入金		102,738,757,683	1 公債費		105,988,257,683
	1 一般会計繰入金	102,738,757,683		1 公債費	105,988,257,683
2 県債		3,249,500,000			
	1 県債	3,249,500,000			
歳入合計		105,988,257,683	歳出合計		105,988,257,683
歳入歳出差引残額 0円					

平成17年度島根県歳入歳出決算審査意見

島根県監査委員

第1 審査の結果

1 決算計数の確認

平成17年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書等は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、その計数は正確であることを確認した。

2 決算の概要

平成17年度の決算の状況は次のとおりである。

一般会計の歳入決算額は5,613億9,388万6,743円で、歳出決算額は5,551億7,513万3,899円であり、歳入歳出の差引額は62億1,875万2,844円であった。

さらに、これから翌年度へ繰り越すべき財源の40億1,447万5,000円を差し引いた実質収支額は22億427万7,844円の黒字であった。

特別会計は12の会計があるが、各会計を単純に合算した歳入決算額は1,328億5,599万5,534円で、歳出決算額は1,250億3,846万3,441円であり、歳入歳出の差引額は78億1,753万2,093円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源の1,900万円を差し引いた実質収支額は77億9,853万2,093円の黒字であった。

(単位：円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計
歳 入 決 算 額	561,393,886,743	132,855,995,534
歳 出 決 算 額	555,175,133,899	125,038,463,441

歳入歳出差引額	6,218,752,844	7,817,532,093
翌年度へ繰り越すべき財源	4,014,475,000	19,000,000
実質収支額	2,204,277,844	7,798,532,093

3 財政の運営状況

平成17年度の財政運営の状況について、一般会計と特別会計（流域下水道特別会計など企業の経営を行うべき3つの特別会計を除く。）を合算し、各会計間の重複を調整した県全体の純計決算額である普通会計の決算状況は、次のとおりである。

(1) 収支の状況

歳入総額は、5,624億4,152万円余と前年度に対し4.6%の減、歳出総額は、5,497億7,594万円余で前年度に対し5.1%の減となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、126億6,557万円余であり、翌年度繰越財源の103億5,443万円余を差し引いた実質収支は、23億1,114万円余の黒字であった。

実質収支から前年度実質収支額19億9,746万円余を差し引いた単年度収支は、3億1,367万円余の黒字となった。

単年度収支に公債費を任意に繰上げ償還した74億8,000万円を加えた実質単年度収支は、77億9,367万円余の黒字であり、前年度に対し44億9,499万円余増加した。

(単位：千円・%)

区 分	平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増減額 (C) = (A) - (B)	増減率 (C)/(B)
歳入総額	562,441,520	589,651,674	27,210,154	4.6
歳出総額	549,775,942	579,476,279	29,700,337	5.1
形式収支 = -	12,665,578	10,175,395	2,490,183	24.5
翌年度繰越財源額	10,354,432	8,177,926	2,176,506	26.6
実質収支 = -	2,311,146	1,997,469	313,677	15.7
単年度収支 = - H16	313,677	86,001	227,676	264.7
財政調整基金積立額	928	913	15	1.6
公債費繰上償還額	7,480,000	3,212,677	4,267,323	132.8
財政調整基金取崩額	928	913	15	1.6
実質単年度収支 = + + -	7,793,677	3,298,678	4,494,999	136.3

(2) 歳入の状況

県税は672億7,465万円余であり、前年度に比べ16億3,141万円余（2.5%）の増となった。

これは、減少した税目があったものの、一部業種の収益増に伴う法人2税の増や株価の好調による株式等譲渡所得割合の増等に加え、税率引上げに伴う核燃料税の増や水と緑の森づくり税及び産業廃棄物減量税の導入等により、全体としては増加したものである。

地方譲与税は71億8,851万円余であり、前年度に比べ26億5,944万円余（58.7%）の増となった。

これは、国庫補助負担金の見直しに伴う代替措置として平成16年度に創設された所得譲与税27億4,235万円余の増などによるものである。

地方特例交付金は54億538万円余であり、前年度に対し33億2,728万円余（160.1%）の増となった。

これは、国庫補助負担金の見直しに伴う代替措置として平成16年度に創設された税源移譲予定特例交付金34億4,347万円余の増などによるものである。

地方交付税と臨時財政対策債の合計額は2,090億3,490万円余であり、前年度に対し49億5,878万円余（2.3%）の減となった。

これは、国の地方財政対策の結果によるものである。

分担金及び負担金は55億7,504万円余であり、前年度に比べ11億8,137万円余（17.5%）の減となった。

これは、公共事業費の縮減に伴う市町村負担金の減などによるものである。

国庫支出金は958億7,288万円余であり、前年度に比べ126億3,822万円（11.6%）の減となった。

これは、公共事業費の縮減に伴う公共関連47億9,674万円の減、義務教育費国庫負担金の一般財源化等に伴う42億7,766万円余の減などによるものである。

繰入金金は165億6,820万円余であり前年度に比べ52億9,804万円余（47.0%）の増となった。

これは、土地開発基金の取崩額74億2,607万円余の繰入れなどによるものである。

地方債は897億1,380万円であり、前年度に比べ275億6,662万円余（23.5%）の減となった。

これは、公共事業の縮減による一般単独事業債の発行額の122億4,400万円の減や臨時財政対策債の発行額の73億5,510万円の減などによるものである。

(3) 歳出の状況

ア 目的別歳出の状況

総務費は247億1,961万円余で、前年度に比べ72億3,212万円余（41.1%）の減となった。

これは、市町村合併に伴う対象市町村数の減による合併市町村支援交付金72億5,000万円の減などによるものである。

農林水産業費は537億5,503万円余で、前年度に比べ88億3,421万円（14.1%）の減、土木費は1,115億9,865万円余で、前年度に比べ14億4,771万円余（1.3%）の減となった。

これは、いずれも公共事業費の縮減などによるものである。

公債費は1,056億5,613万円余で、前年度に比べ491万円余（0.0%）の減となり、前年度並みの支出状況であった。

イ 性質別歳出の状況

人件費は1,273億1,593万円余であり、前年度に比べ40億4,704万円余（3.1%）の減となった。

これは、給与カット率の引上げや諸手当の見直し等によるものである。

義務的経費である扶助費は77億5,841万円余であり、前年度に比べ11億196万円（12.4%）の減となった。

これは、生活保護費6億5,646万円余の減などによるものである。

投資的経費である普通建設事業費は1,615億2,416万円余であり、前年度に比べ181億3,928万円（10.1%）の減となった。

これは、芸術文化センター整備事業費81億3,155万円余の減や合併市町村支援交付金72億5,000万円の減、国庫補助公共事業費の補助公共事業費71億2,500万円の減などによるものである。

貸付金は565億6,678万円余であり、前年度に比べ46億224万円余（7.5%）の減となった。

これは、市町村合併等に伴う対象市町村数の減による市町村振興資金貸付金47億4,590万円の減などによる

ものである。

(4) 財政分析指標等の状況

普通会計の決算の状況を主な財政分析指標等でみると次のとおりである。

財政力指数（H15～H17平均）

本県は0.21059で前年度より0.0071ポイント上昇し、全国では47番目である。

経常収支比率

本県は88.6%で前年度より2.4ポイント改善し、全国では3番目であるが、依然として財政構造が硬直化している。

公債費負担比率

本県は31.0%で前年度より0.3ポイント改善したが、全国では47番目であり、財政硬直化の大きな原因となっている。

起債制限比率

本県は16.6%で前年度より0.5ポイント改善したが、全国では45番目であり、警戒ラインとされる15%を超えた状況が続いている。

実質公債比率

本県は17.9%で全国では43番目であり、地方債の発行に当たって国の許可が必要となる18%に迫る厳しい状況にある。

地方債現在高

特定資金公共投資事業債（NTT債）を除いた地方債現在高は、1兆517億6,652万円余で前年度より24億2,970万円余（0.2%）の増となり、歳出決算額の1.9倍の大きな額となっている。

県民一人当たりで試算すると、前年度より3万円余増加し141万円余（全国平均73万円余）の負担となり、全国で最も高い状況が続いている。

積立基金現在高

財政調整基金が46億5,240万円余、減債基金が609億3,631万円余、その他の基金が266億3,872万円余で合計922億2,744万円余となり、前年度より74億2,612万円余減少した。

財 政 分 析 指 標 等 の 状 況

指 標	単位	島 根 県				全 国 平 均	
		H17	順位	H16	順位	H17	H16
財 政 力 指 数	-	0.21059	47	0.20349	47	0.42778	0.41125
経 常 収 支 比 率	%	88.6	3	91.0	17	92.8	92.4
公 債 費 負 担 比 率	%	31.0	47	31.3	47	21.8	22.3
起 債 制 限 比 率	%	16.6	45	17.1	45	12.5	12.6
実 質 公 債 費 比 率	%	17.9	43			14.5	
県民1人当たり地方債現在高	千円	1,417	47	1,378	47	731	720
積 立 基 金 現 在 高	百万円	92,227	10	99,654	10	82,069	80,560

注：順位は、良好な状況の順である。

経常収支比率は、臨時財政対策債、減税補てん債を含む。

[参 考]

財政力指数：基本的な財政需要額に対する基本的な収入の割合により、財政の自主性、自由度を測る指標であり、指数が高いほど財政に自主性があるといえる。

経常収支比率：地方税や地方交付税といった経常一般財源が、人件費や公債費などの経常経費にどの程度

充当されているかをみるもので、財政構造の弾力性を判断する指標である。この率が低いほど財政構造に弾力性があるといえる。

公債費負担比率： 地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度公債費に充当されているかをみることによって、公債費にかかる財政負担の大きさを判断する指標であり、率が低いほど財政負担が小さいと言える。

起債制限比率： 地方債元利償還金に充当された一般財源のうち、地方交付税で措置されるものを除いたものの標準財政規模（元利償還金のうち交付税措置額を除く。）に対する割合で、交付税措置を加味した公債費による財政負担の実質的な度合いを判断する指標である。この値が20%を超えると、一般単独事業債などの起債が制限されることとなる。

実質公債費比率： 自治体収入に対する実質的な借金返済額の比率を示す。従来の起債制限比率には反映されなかった公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し金やPFI・一部事務組合等の公債費類似経費を算入するなど、自治体の財政実態をより正確に把握できる。

平成18年度からの地方債協議制度移行にあわせ、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から導入された元利償還費の水準を図る新たな指標である。

実質公債費比率が18%以上になると地方債の発行に当たって総務大臣の許可を得る必要があり、また、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、早期是正措置を講ずる必要がある。なお、実質公債費比率が25%以上になると実質的に県債発行が制限される。

第2 審査意見

1 財政運営について

平成17年度決算審査を行った結果、歳入総額は5,624億円余で前年度に対し4.6%減少し、歳出総額は5,497億円余で前年度に対し5.1%減少しており、歳入・歳出規模は、平成14年度以降4年連続で減少している。

財政分析指標等の状況によると、経常収支比率は、人件費、公債費等の経常的支出が減少したことなどにより、91.0%から88.6%に改善したものの、警戒ラインとされる85%を上回っている。

また、県債残高は1兆円を超え、公債費は1千億円を上回る状況が続いており、起債制限比率も17.1%から16.6%に改善したものの、警戒ラインとされる15%を上回るなど、県財政は依然として硬直化した極めて厳しい状態が続いている。

平成16年度の地方財政計画における地方交付税の大幅な削減等による構造的収支不足額450億円については、平成16年10月に策定された「中期財政改革基本方針」に基づいて、平成17年度と平成18年度の当初予算を合わせて300億円程度が圧縮されるなど、財政改革努力の結果、平成18年度当初予算における収支不足額は、107億円までに圧縮されたところである。

しかしながら、「骨太の方針2006」等を踏まえ、平成18年9月に示された「中期財政見通し」によれば、今後の収支不足額は、200億円台半ばで推移すると見込まれ、この状態のままでは早ければ平成21年度には基金が枯渇する恐れがあり、また平成19年度以降の地方財政対策は不透明であることから、その動向によっては、さらに厳しい財政運営を強いられる可能性がある。

また、少子化による人口減少社会の到来が現実のものとなり、長期的には高齢化の進展に伴う医療・福祉関係等の行政需要がますます増大する一方で、必要な歳入の確保について、一層、困難となることが予想されることである。

については、今後も引き続き、成果重視の視点から施策の「選択と集中」の徹底、民間等との役割分担や協働の促進などにより徹底した歳出の削減を図るとともに、県税等の収入未済額の縮減や受益者負担の適正化等により適切に歳入を確保するなど、収支均衡体質への転換に向けた取組みを着実に推進されたい。

また、国は地方交付税の算定について人口規模や土地の利用形態等による行政コスト差を反映するなどの新型交付税の導入の方針を示したが、本県は財政基盤が脆弱であり、必要な財源を地方交付税に大きく依存していることから、地方交付税について必要な総額の確保や、財政力格差を是正するための財源調整機能はもとより、標準的な行政

サービス水準の確保を図るための財源保障機能の堅持などについて、地方六団体等と連携を図り引き続き国に対し強
力に働きかけられたい。

2 財務に関する事務について

平成17年度における会計及び財産管理等の事務については、全体としておおむね適正に処理されていると認められ
たが、次の点について特に留意し、適正な措置を講じられたい。

(1) 収入未済額の縮減について

平成17年度の収入未済額は、現年度分15億5,570万円余、過年度分16億6,524万円余、総額32億2,095万円余で、前
年度に比べ9億5,141万円余(41.9%)増加している。

厳しい財政状況の中、収入の確保は喫緊の課題であり、滞納理由等を調査のうえ、債権管理マニュアル等によ
り、実態に応じた適切な収納対策を講じて収入未済額の縮減に努められたい。

また、納期内に納付されなかったものについては、納期限経過後の初期段階で督促等の適切な対応を行い、新た
な収入未済の防止に努められたい。

なお、収入未済の主なものについては、次のとおりである。

県税

県税については、加算金を含め総額で11億5,195万円余の収入未済額があるが、平成17年度に総務部税務課内
に「徴収・市町村税支援室」が設置され徴収対策の強化とともに市町村と連携した徴収対策などにより、前年度
に比べ1億3,298万円余減少し、徴収率も前年度に比べ0.2ポイント上昇している。

特に収入未済額の8割以上を占める個人県民税、法人事業税及び自動車税の収入未済額は合わせて9億4,321
万円余で、前年度に対し10.0%減少している。

今後とも、滞納状況等の把握に努め、その実態に応じた徴収対策や差押・公売等により収入未済額の縮減に努
められたい。

(単位：千円・%)

区 分	15年度	16年度	17年度	増減()額	増減率
調 定 額	61,279,269	59,387,026	61,348,775	1,961,749	3.3
収 入 済 額	59,757,661	57,965,811	60,024,415	2,058,604	3.6
個人県民税	9,791,416	9,382,185	9,555,939	173,754	1.9
法 人 事 業 税	14,610,702	14,309,496	16,393,178	2,083,682	14.6
自 動 車 税	9,347,620	9,151,420	9,394,146	242,726	2.7
そ の 他	26,007,923	25,122,710	24,681,152	441,558	1.8
不 納 欠 損 額	235,465	136,268	172,402	36,134	26.5
収 入 未 済 額	1,286,143	1,284,947	1,151,958	132,989	10.3
個人県民税	542,523	523,183	485,512	37,671	7.2
法 人 事 業 税	151,048	175,779	118,017	57,762	32.9
自 動 車 税	334,138	349,402	339,687	9,715	2.8
そ の 他	258,434	236,583	208,742	27,841	11.8
徴 収 率	97.5	97.6	97.8	-	-

注：(1) 調定額、収入済額、不能欠損額及び収入未済額には加算金を含む。

(2) 増減額及び増減率は、17年度の対16年度比である。

中小企業近代化資金貸付金

中小企業近代化資金貸付金元利収入については、16億3,082万円余の収入未済額があり前年度に対し206.4%増
加している。

なお、この中には特定小売業店舗共同化資金貸付金に係る大型商業施設の民事再生申立等に伴う新規延滞分が

11億9,594万円余が含まれており、当該貸付金以外の収入未済額は、4億3,487万円余で、前年度に比べ9,738万円余(18.3%)減少している。

今後とも、貸付先の経営状況等の把握に努めるなど債権管理に万全を期し、適切に債権の回収を図られたい。

また、新たな貸付に当たっては、適切に審査を行うとともに事後指導を徹底し、延滞の未然防止に努められたい。

(単位：千円・%)

区 分		15年度	16年度	17年度	増減()額	増減率
貸付金	件数	212	140	133	7	5.0
	元利収入調定額	3,162,393	3,918,922	5,417,478	1,498,556	38.2
収入済額		2,615,850	2,452,385	3,786,657	1,334,272	54.4
不納欠損額		0	934,276	0	934,276	皆減
収入未済額		546,543	532,261	1,630,821	1,098,560	206.4
	現年度分	254,331	1,600	1,195,947	1,194,347	74,646.7
	過年度分	292,212	530,661	434,874	95,787	18.1
徴収率		82.7	62.6	69.9	-	-

注：(1) 16年度の不納欠損額は、株式会社産業再生機構に対する債権の売却に伴う損失分である。

(2) 16年度の不納欠損額を除いた場合の徴収率は、82.2%である。

(3) 17年度の民事再生申立等に伴う延滞分を除いた場合の徴収率は、89.7%である。

(4) 増減額及び増減率は、17年度の対16年度比である。

母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入については、1億6,795万円余の収入未済額があり、前年度に対し1.0%増加しており、徴収率も年々低下している。

特に現年度分の収入未済額が増加していることから、その原因を十分調査のうえ問題点を明らかにし、一層効率的、効果的な対策を講じられたい。

(単位：千円・%)

区 分		15年度	16年度	17年度	増減()額	増減率
貸付金	件数	44,395	43,694	44,188	494	1.1
	元利収入調定額	383,476	367,594	364,497	3,097	0.8
収入済額		213,248	200,469	194,983	5,486	2.7
不納欠損額		1,071	904	1,554	650	71.9
収入未済額		169,156	166,221	167,960	1,739	1.0
	現年度分	18,763	19,714	21,364	1,650	8.4
	過年度分	150,393	146,507	146,596	89	0.1
徴収率		55.6	54.5	53.5	-	-

注：増減額及び増減率は、17年度の対16年度比である。

(2) 会計事務の適正な執行について

定期監査において、謝金単価の根拠や物品購入に係る機種選定理由が不明確なもの、随意契約とする理由が適当でないもの、契約書の記載内容が適当でないもの、履行検査に当たって検査員が指定されていないものなど、基本的な会計事務について不適切な執行が見受けられた。

これは、会計関係諸規定の理解不足やチェック機能の低下に起因しているものと考えられることから、担当職員はもとより管理監督者においても、一層厳正な会計事務の執行に務められたい。

(3) 適正な資金管理について

国の地方財政対策による地方交付税の減収などにより、今後とも大幅な資金不足が見込まれている状況にあり、精度の高い資金計画等による適切な資金管理がますます重要となっている。

平成17年度の資金収支については、6月、7月、9月、11月のうちの一定期間が黒字となるのみで、その他の期間については、不足額を基金の繰替運用により補填されている状況である。

しかしながら、資金収支の現状に対する職員の認識が不足しており、収入調定の遅延、納入通知書の発行の遅延、納期内収入に対する取組みの不徹底、国庫補助金等の概算払請求の遅延など、収入の早期確保へ向けた取組みが不十分である。

については、収入業務に携わる職員に対し資金収支の現状について周知徹底し、収入の早期確保を図るとともに、一層適切な資金管理に努められたい。

また、平成17年4月にペイオフが解禁されたことから、金融機関の経営状況の分析等による安全確実な運用先や運用商品の選定など、一層のリスク管理に努めるとともに、ゼロ金利政策の解除に伴い金利が変動している中、金利動向を踏まえて適切な資金運用に努められたい。

(4) 普通財産の有効活用について

平成16年度の行政監査において、普通財産の有効活用を図るため、売却譲与、等の処分等について、集中的に取り組むよう要請したところである。

平成17年度においては、次表のとおり、普通財産1,279千㎡のうち148千㎡について売却・譲与等の処分がされているが、依然として多くのものが残っている。

普通財産の中には、公有財産台帳附属図面や境界確認協議書がないものなど、適切な管理がされていない事例が多数あり、財産の有効活用の妨げとなっている。

については、平成18年度に管財課に県有財産活用推進スタッフが配置されたことから、管財課と財産部局との一層の連携を図り、各口座ごとに現状と課題を整理して、普通財産のうち、県において利用する見込みのない財産の処分等について積極的に取り組まれたい。

普通財産の処分等の状況

(単位：千㎡)

区 分	土 地			建 物			
	15年度	16年度	17年度	15年度	16年度	17年度	
年度当初面積	1,161	1,474	1,279	47	44	56	
年度中処分面積	171	322	148	31	18	11	
内 訳	売 払	88	18	21	5	8	6
	交 換	10	1	0	0	0	0
	譲 与	71	20	119	22	0	2
	分 類 替	2	283	8	0	0	0
	解 体 撤 去	-	-	-	4	10	3

- 注：(1) この表に掲げる普通財産には、職員宿舎を含まない。
 (2) 年度当初面積は、新たな行政財産の用途廃止等による増加分を含む。
 (3) 年度中処分面積は、県の組織の中で所管換・所属替されたものを除く。
 (4) 分類替は普通財産から行政財産へ分類替されたものである。

公 告

公立大学法人島根県立大学短期大学の施設・設備総合管理業務の事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄田信義

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

公立大学法人島根県立大学短期大学の施設・設備総合管理業務（以下「総合管理業務」という。）

(2) 仕様

「公立大学法人島根県立大学短期大学の施設・設備総合管理業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 提案価格の上限額（年額）

79,251,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

この提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(8)までのいずれにも該当すること。

(1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

(6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

(7) ISO14001に準拠した環境マネジメントを行うことができる者であること。

(8) 過去5年間に島根県内での契約実績又は島根県外の大学での契約の実績があること。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

平成19年1月26日（火）から平成19年2月5日（月）

閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間は除く。）

イ 配付場所

島根県総務部総務課大学改革スタッフ（島根県松江市殿町1番地 島根県庁内）

電話番号 0852-22-5014 F A X 番号 0852-22-6168

島根県立島根女子短期大学事務局（島根県松江市浜乃木7丁目24-2）

電話番号 0852-20-0214 F A X 番号 0852-21-8150

島根県立看護短期大学事務局（島根県出雲市西林木町151番地）

電話番号 0853-20-0200 F A X 番号 0853-20-0201

(2) 現地説明会

平成19年1月9日（火）

松江キャンパス（島根女子短期大学） 9:00～11:00

出雲キャンパス（看護短期大学） 13:00～15:00

4 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること。(ファックス又は電子メールによる質問書の送信も可とする。)
- (2) 提出先12と同じとする。
- (3) 提出期限は、平成19年1月15日(月)午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、平成19年1月24日(水)に県のホームページに掲載する。
(<http://www.pref.shimane.jp/section/soumuka/daigaku/index.html>)

5 提案競技参加資格確認手続きに関する事項

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

なお、提出された書類の審査の結果、2の参加資格を有すると認められた者に限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加資格申請書

イ 会社概要又は経歴書

ウ 登記事項証明書又は身分証明書

エ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

オ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

カ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001の認証取得登録証の写し

キ 過去5年間の契約実績

ク 担当者届

(2) 書類の提出方法等

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

平成19年1月29日(月)午後5時まで提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時まで必着のこと。

エ 提出先

12と同じ。

6 提案競技参加資格審査結果の通知

申請者に対し、平成19年1月31日(水)付けで、郵送にて通知する。

7 提案書

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

総合管理業務について提案すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求められることがある。

(2) 要求する仕様

別添「仕様書」を参照すること。

(3) 提出書類の形式

形式は任意とする。ただし、用紙はすべてA4版とし、ページを付すものとする。

(4) 提案書の内容

提案書の内容は、仕様書で要求する要件を満たすものとし、「提案書の記載内容確認表」に、仕様書に対応する内容の記載場所、ページを付すること。

(5) 書類の提出方法等

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

提案書は15部提出すること。ただし、見積書（提案価格）については、1部提出とする。

ウ 提出期限

平成19年2月5日（月）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

12と同じ。

8 選定方法

(1) 評価手順

ア 別に設置する「公立大学法人島根県立大学短期大学部の施設・設備総合管理業務に係る提案競技審査会」（以下「審査会」という。）において、適正な評価・選定を行う。

イ 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査会事務局（総務部総務課大学改革スタッフ、各キャンパス職員）によるヒアリング及びプレゼンテーションの依頼を行う。

ウ ヒアリング及びプレゼンテーションは、次の日程で行う。なお、実施日時等は、提案書提出者に別途連絡する。

実施日 平成19年2月13日（火）

場 所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁

(2) 提案書の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価視点（評価項目）は次のとおりとする。

総合的に安全かつ確実に保安全管理できる管理体制であること。

- ・両キャンパスを総合的にマネジメントできる体制
- ・施設設備管理員の配置体制と能力（資格、経験、体力等）、バックアップ体制
- ・不測の事態にも迅速かつ的確な対応がとれる体制
- ・各種情報等漏洩防止策を厳重に講じた管理・指導体制
- ・女子学生や女性来校者の多い施設へ配慮した施設管理体制
- ・社員教育の周期やスキルアップ研修方法など施設設備管理員及び各種業務従事者に対する人事管理体制・教育体制

トータルビルマネジメントが可能であること。

- ・ランニングコスト比較分析、コストパフォーマンスの追求、あらゆる面における合理化改善案の策定、提示、実践能力

経費の面で適切なコストであること。

(3) 選定結果の通知

選定の結果については、次に掲げる事項を全提案者に対して郵送で通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査会委員構成

(4) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不法行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約の相手方

審査会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治体の物品等又は特定役務の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続きにおける使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング・プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務課大学改革スタッフ

担当 金築（カネツキ）

電話（直通）0852 - 22 - 5014

ファックス 0852 - 22 - 6168

電子メール kanetuki-toyokaz@pref.shimane.lg.jp

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 晴雲の里
- 3 代表者の氏名
三嶋 淳男
- 4 主たる事務所の所在地
島根県飯石郡飯南町頓原972番地4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、仲間とともに作業及び生活訓練を行い、社会復帰、社会参加の実現に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎1階）
雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎1階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 さざんか
- 3 代表者の氏名
釜谷 好孝
- 4 主たる事務所の所在地
島根県大田市仁摩町天河内822番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者自立支援事業を主とし、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、自立した日常生活、社会生活活動が営めるための支援を行い、障害者福祉を推進することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎1階）

県央地区県政情報コーナー（あすてらす 2 階）

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第37号

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通学区域規程（昭和25年島根県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	県立大田高等学校	出雲市（多伎町に限る。）	を
	県立川本高等学校	大田市 江津市 浜田市	
	県立邑智高等学校	益田市 邑智郡 鹿足郡	
	県立矢上高等学校		
	県立江津高等学校		
	県立浜田高等学校		
	県立益田高等学校		
	県立吉賀高等学校		
	県立津和野高等学校		

県立大田高等学校	出雲市（多伎町に限る。）	に改める。
県立矢上高等学校	大田市 江津市 浜田市	
県立江津高等学校	益田市 邑智郡 鹿足郡	
県立浜田高等学校		
県立益田高等学校		
県立吉賀高等学校		
県立津和野高等学校		
県立島根中央高等学校	全県	

附 則

- この規則は、平成19年 1 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の島根県立高等学校通学区域規程は、平成19年 4 月 1 日以降島根県立高等学校に入学しようとする者に適用する。

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第38号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

学校名(分校名)	全日制の課程				定時制の課程				
	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通科	200	200	200					
島根県立情報科学高等学校	情報システム科	40	40	40					
	情報処理科	40	40	40					
	マルチメディア科	40	40	40					
島根県立松江北高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江南高等学校 (宍道分校)	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
					家政科	80	80	80	80
島根県立松江東高等学校	普通科	240	240	280					
島根県立松江工業高等学校	機械科	40	40	40	普通科	40	40	40	40
	電気科	40	40	40	機械科	40	40	40	40
	電子科	40	40	40	電気科	40	40	40	40
	建築科	40	40	40	建築科	40	40	40	40
	土木科	40	40	40					
	情報技術科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
島根県立松江商業高等学校	商業科	160	160	160					
	情報処理科	40	40	40					
	国際ビジネス科	40	40	40					
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科	80	80	80					
島根県立大東高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立横田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科	200	200	200					
	普通科	40	40	40					
島根県立飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立平田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立出雲高等学校	普通科	320	320	320	普通科	80	80	80	80
	理数科	40	40	40					
島根県立出雲工業高等学校	機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
	環境システム科	40	40	40					
島根県立出雲商業高等学校	商業科	120	120	80					
	国際経済科			40					

	情報処理科	40	40	80					
島根県立出雲農林高等学校	植物科学科	40	40	40					
	食品科学科	40	40	40					
	動物科学科	40	40	40					
	環境科学科	40	40	40					
島根県立大社高等学校 (佐田分校)	普通科	280	280	280					
	体育科	40	40	40					
	普通科	40	40	40					
島根県立大田高等学校	普通科	160	160	160					
	理数科	40	40	40					
島根県立邇摩高等学校	総合学科	120	160	160					
島根県立川本高等学校	普通科		80	80					
島根県立邑智高等学校	普通科		80	80					
島根県立島根中央高等学校	普通科	160							
島根県立矢上高等学校	普通科	80	80	80					
	産業技術科	40	40	40					
島根県立江津高等学校	普通科	80	80	120					
	英語科	40	40	40					
島根県立江津工業高等学校	機械科	40	40	40					
	総合電気科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立浜田高等学校 (今市分校)	普通科	200	240	240	普通科	40	40	40	40
	理数科	40	40	40					
	普通科	40	40	40					
島根県立浜田商業高等学校	商業科	80	80	80					
	国際情報ビジネス科	40	40	40					
	情報処理科	40	40	40					
島根県立浜田水産高等学校	海洋技術科	40	40	40					
	食品流通科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						
島根県立益田高等学校	普通科	160	160	160					
	理数科	40	40	40					
島根県立益田工業高等学校	電子機械科			40					
	電気科			40					
島根県立益田産業高等学校	生物生産工学科			40					
	環境土木科			40					
	総合学科			40					
島根県立益田翔陽高等学校	電子機械科	40	40						
	電気科	40	40						
	生物生産工学科	40	40						

	環境土木科	40	40						
	総合学科	40	40						
島根県立吉賀高等学校	普通科	40	40	40					
島根県立津和野高等学校	普通科	80	120	120					
島根県立隠岐高等学校	普通科	80	80	80					
	商業科	40	40	40					
島根県立隠岐島前高等学校	普通科	40	40	80					
島根県立隠岐水産高等学校	海洋システム科	40	40	40					
	海洋生産科	40	40	40					
	(専攻科) 漁業科 機関科	10	10						

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 3 条関係)

学 校 名	小学部及 び中学部	学 科	高 等 部			
			学級区分	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
島根県立松江養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	48	40	24
	中学部		重複障害学級	15	9	12
島根県立出雲養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	40	24	16
	中学部		重複障害学級	21	12	12
			訪問学級	3		
島根県立石見養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	16
	中学部		重複障害学級	3	3	3
			訪問学級	3		
島根県立浜田養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	16	16	16
	中学部		重複障害学級	6	6	3
島根県立益田養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	16	8	16
	中学部		重複障害学級	3	3	3
			訪問学級	3		
島根県立隠岐養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	8
	中学部		重複障害学級	3	3	3
島根県立松江清心養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	8
	中学部		重複障害学級	9	6	9
			訪問学級	3		
島根県立江津清和養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	8
	中学部		重複障害学級	3	6	3
島根県立松江緑が丘養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	16	8	8
	中学部		重複障害学級	6	6	3
			訪問学級	3		

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第 3 号

平成18年島根県地方労働委員会告示第 1 号をもって公表したあっせん員候補者中、次の者を解嘱したので削除する。

平成18年12月26日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏 名	委 嘱 年	解 嘱 年 月 日	解 嘱 事 由
宮崎 伸介	平成12年	平成18年12月14日	平成18年10月14日付労働委員会委員辞任のため

島根県労働委員会告示第 4 号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により次のとおりあっせん員候補者を委嘱し、平成18年島根県労働委員会告示第 1 号をもって公表したあっせん員候補者に追加する。

平成18年12月26日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年
佐藤 伸廣	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 UIゼンセン同盟島根県支部長	UIゼンセン同盟京都府支部長 京都府労委委員	平成18年

